

## ○（仮称）笠岡市まちづくり協議会条例 素案

## （目的）

第1条 この条例は、笠岡市自治基本条例(平成20年条例第11号)に基づき地域の多様な主体が協働して地域の特性を活かして課題解決や魅力向上にむけた活動に取り組むためにまちづくり協議会に関する必要な事項を定めることにより、豊かで活力ある持続可能な地域社会の実現に資することを目的とする。

## （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住し、又は市内で働き、学び、若しくは活動する個人、法人、その他の団体をいう。
- (2) まちづくり 健康で安心かつ豊かな地域社会を創造する取組をいう。
- (3) まちづくり協議会 地域の多様な主体が協働して地域の課題解決や魅力向上に向けた活動に取り組む組織をいう。
- (4) 協働 共通する目的のために、それぞれが対等な立場に立ち、役割と責任を負い、力を合わせて活動することをいう。
- (5) 多様な主体 地縁による団体、市民活動団体、事業者、学校、公民館、行政協力委員、その他地域の課題解決に関する取組を行う全ての個人及び団体並びに市をいう。
- (6) 地縁による団体 自治会・町内会等が該当し、地方自治法上「地縁による団体」とよばれる。
- (7) 市民活動団体 ボランティア団体、民間非営利団体等、継続性のある市民活動を主たる目的とする団体をいう。

## （協働の基本原則）

第3条 多様な主体が協働してまちづくりを進めるにあたっての基本原則は次に掲げるとおりとする。

- (1) 相互理解の原則 相手の立場を尊重し、相手との違いを認め、互いに理解し合うこと。
- (2) 目的共有の原則 解決すべき課題が何か等、協働する目的を明確にし、共有すること。
- (3) 対等の原則 相互の役割分担について、合意により決定し、活動の場において対等な協力関係を形成すること。
- (4) 自主性及び自立性尊重の原則 互いに依存することなく、不当に干渉することなく、自主性及び自立性を尊重すること。
- (5) 公開の原則 常に相互の関係及び協働の内容を明らかにし、透明性を確保すること。

と。

(6) 役割分担の原則 果たすべき役割及び責任を調整し、役割を分担し、取組の目的を達成できるように取り組むこと。

(7) 相互変革の原則 互いに話し合い、理解し合い、柔軟に対応し、協調し、自己変革をいとわないで活動すること。

(市民等の役割)

第4条 市民は協働のまちづくりの重要性を認識し、まちづくり協議会の活動に積極的に参加するよう努めるものとする。

(まちづくり協議会の役割)

第5条 まちづくり協議会は、第1条の目的を達成するため、主に次に掲げる役割を担うものとする。

(1) 地域の情報を集め、その情報を広く発信し、広報に努めること。

(2) 地域の意見を調整し、協議し、決定すること。

(3) まちづくり計画を立案し、地域の課題解決や魅力向上に向けた活動を行うこと。

(4) 地縁による団体、市民活動団体、事業者、学校、公民館、行政協力委員その他これらに類する個人及び団体並びに市との連絡・調整を図ること。

(5) 地域のまちづくり活動の総合的な調整に努めること。

(多様な主体の役割)

第6条 多様な主体はその活動する分野における知識及び経験を活用して、まちづくり協議会の運営及び活動に積極的に参画し、又は連携するよう努めるものとする。

(市の役割)

第7条 市は、第3条に規定する基本原則に基づいたまちづくりを推進するために必要な環境整備に努めるものとする。

(まちづくり協議会の区域)

第8条 まちづくり協議会は1区域につき1団体とし、その区域は別に要綱で定める。

(まちづくり協議会の要件)

第9条 まちづくり協議会は、次に掲げる要件のいずれにも該当する団体とする。

(1) 名称、事務所の所在地、代表者の選出方法、総会の方法、監査その他民主的に運営するために必要な事項等が、規約に定められていること。

(2) まちづくり協議会の代表者及び役員が、その構成員の意思に基づいて選出されていること。

2 まちづくり協議会を設立し、及びその代表者を選出したときは、市長に届け出るものとする。その届け出た事項を変更しようとするときも同様とする。

(まちづくり協議会の構成員)

第10条 まちづくり協議会は、次に掲げる者を構成員とする。

- (1) その区域に居住する者
- (2) その区域で活動する地縁による団体、市民活動団体等各種団体
- (3) その区域で事業を行う個人又は法人、通学者、通勤者でまちづくり協議会が認めたもの

(まちづくり協議会の活動)

第11条 まちづくり協議会は、主に次に掲げる活動に取り組むものとする。

- (1) 地域の特性を活かした地域課題解決に関する活動
- (2) 地域振興及び住民交流に関する活動
- (3) 地域住民の健康づくり及び地域福祉の増進に関する活動
- (4) 交通安全、防災、防犯等に関する活動
- (5) 環境及び景観の保全に関する活動
- (6) 児童及び青少年の健全育成に関する活動
- (7) 地域文化の継承及び創出に関する活動
- (8) その他まちづくりに関する活動

(活動の制限)

第12条 まちづくり協議会は次の各号に掲げる活動をしてはならない。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式を行い、又は信者を教化育成することを主たる目的とする活動
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動
- (3) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ）の候補者若しくは公職にある者又は特定の政党を推薦し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動
- (4) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのある反社会的な活動

(まちづくり計画の策定)

第13条 まちづくり協議会は、地域に居住する住民等の合意に基づき地域ごとの特性を活かした地域の将来像、まちづくりの基本方針及び短期・中期・長期の取り組むべき活動を取りまとめたまちづくり計画を策定するものとする。

2 策定にあたっては、市の総合計画等との整合性を図ることとする。

(まちづくり計画の尊重)

第14条 市は、まちづくり協議会が策定するまちづくり計画を尊重するものとする。

(市の支援)

第15条 市は、まちづくり協議会によるまちづくり計画策定支援やまちづくり計画に基づいた取組が円滑に進むよう、まちづくり協議会に対し財政支援、人材資源及び情報発信等の支援を行うものとする。この場合において、市は、まちづくり協議会の自主性及び自立性を尊重するものとする。

2 市は前項の支援を行うにあたり、まちづくり協議会と多様な主体とが連携を深め、相互補完関係を築くよう働きかけを行うものとする。

3 市は、協働のまちづくりを推進する施策の実施に当たっては、関係部局間の連携を図らなければならない。

(まちづくり交付金の交付)

第16条 市長は、まちづくり協議会の財政支援として、まちづくり協議会にまちづくり交付金（以下「交付金」という。）を交付する。

2 交付金の額は予算の範囲内とし、交付金の交付申請及び交付に係る手続きは別に要綱で定める。

(情報公開等)

第17条 まちづくり協議会はその活動に関するすべての書類を事務所に備え付けることとし、情報公開に努めるものとするとともに、その活動内容を広報誌等を通じて積極的に地域に発信するものとする。

(運用方法)

第18条 市は、協働のまちづくりを推進するにあたり、その運用指針を別に定めるものとする。

2 前項に定める運用指針は、協働のまちづくりの推進状況及び社会情勢の変化等に応じて、見直すこととする。

(条例の見直し)

第19条 市長は、この条例の施行状況について検討し、必要に応じてその見直しを行うものとする。

(その他)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

2 この条例の施行の日前に、第9条第2項において規則で定めることとされている事項について市に届け出ている協議会は、同項の規定による届出があったものとみなす。

3 この条例の施行の日前に、策定されたまちづくり計画は第13条に定めるまちづくり計画を策定したものとみなす。